

福岡県公報

平成二十七年十一月十三日
第三千七百四十三号
増刊 ①

目次

規 則 (第五十八号)

○議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(総務事務センター) …………… 一

規 則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十一月十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十八号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例施行規則(昭和四十二年福岡県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。